

新旧対照表

千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則（平成十二年規則第十号）

改正後	改正前
<p><u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則</u></p> <p>(削る。)</p> <p><u>千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）</u> 第二条第二項第二号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>一 千葉県文書館 二 千葉県立美術館 三 千葉県立中央博物館 四 千葉県立現代産業科学館 五 千葉県立関宿城博物館 六 千葉県立房総のむら</p> <p>(削る。)</p> <p><u>附 則</u> この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p><u>千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第一条</u> この規則は、千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）第二条第二項第二号に規定する適用除外とされる行政文書を管理する施設及び同項第三号に規定する行政文書から除く電磁的記録について定めるものとする。</p> <p><u>(適用除外とされる行政文書を管理する施設)</u></p> <p><u>第二条 条例</u> 第二条第二項第二号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。</p> <p>一 千葉県文書館 二 千葉県立美術館 三 千葉県立中央博物館 四 千葉県立現代産業科学館 五 千葉県立関宿城博物館 六 千葉県立房総のむら</p> <p><u>(行政文書から除く電磁的記録)</u></p> <p><u>第三条</u> 条例第二条第二項第三号に規定する規則で定める電磁的記録は、次の各号に掲げる電磁的記録とする。</p> <p>一 <u>会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録</u></p> <p>二 <u>データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録</u></p>